

多世代同居住宅改修助成金支給事業 Q & A

令和7年4月1日策定

	Q	A
1	対象者はどんな人が該当するのですか？	次のいずれの要件にも該当する方が助成対象となります。 要件1 実績報告書の提出日において、曾祖父母、祖父母、父母、子の三世代以上が新たに同居している方であること。 要件2 多世代同居をするための住宅のリフォーム工事で令和7年4月1日以後に業者と契約し、工事施工すること。(市内外は問いません。※令和7年度より変更) 要件3 多世代同居する者全員が住民基本台帳に記録され、かつ、生活の本拠が本市にあること(助成金の実績報告時)。 要件4 同一世帯等に市税を滞納している方がいないこと。 要件5 同一世帯等に、この助成金、定住促進奨励金、定住促進住宅取得奨励金、移住促進住宅取得奨励金、来てにほんまつ住宅取得支援事業補助金、三世代同居住宅改修助成金、または空き家改修費等助成金、住んでにほんまつ空き家対策総合支援事業補助金を支給されたことがある者がいないこと。 要件6 補助対象工事について、国・県など他の補助金を受けていないこと。
2	多世代同居とはどのような状態ですか？	実績報告書の提出日において、曾祖父母(どちらか一方を含む)、祖父母(どちらか一方を含む)、父母(どちらか一方を含む)、子の三世代以上が同居している方であることです。 戸籍と住民票の提出により、多世代同居であることを確認いたします。 詳しくは別紙チェックシートをご覧ください。
3	同一世帯員等とはどのような範囲ですか？	同一世帯員と同居する別世帯もあわせて同一世帯員等とします。
4	他の補助金とは具体的にはどのような補助金ですか？	多世代同居・近居推進事業(福島県)、子育てグリーン住宅支援事業、先進的窓リノベ2025事業、給湯省エネ2025事業(国土交通省)などのことです。
5	二本松市新婚世帯家賃助成金等とは？	平成25年4月から平成30年3月までの新婚世帯家賃助成金と平成30年4月から平成31年3月までの新婚世帯定住促進助成金です。
6	助成対象工事は、どのような工事ですか？	令和7年4月1日以後に契約した、機能の変更等を伴う三世代以上で同居するために必要な改修で、20万円以上の工事です。原則として令和8年3月31日までに完了する工事となります。 対象工事の例は、別紙 多世代同居住宅改修助成金対象工事一覧をご覧ください。
7	申請はいつまでにすればよいですか？	原則として、改修工事の着手前に申請してください。なお、完成後の申請は認められませんのでご注意ください。 業者の方の代理申請も可能です。(各種証明書類の取得には委任状が必要です)
8	助成対象住宅はどのような住宅ですか？	三世代以上が同居するための住宅で、曾祖父母、祖父母、父母、子のいずれかが所有する一戸建て住宅が対象です。
9	滞納の該当となる市税の税目は何ですか？	二本松市税条例第3条に規定する税で、主なものは次のとおりです。 ・市民税 ・固定資産税 ・軽自動車税 ・国民健康保険税

	Q	A
10	納税証明はどのように取得すればいいのですか？	同居する16歳以上の方全員分について滞納がないことを証明する納税証明書を市民課で取得してください。(本課所定の様式で1世帯分300円の手数料がかかります。) ※同居の方で世帯が分かれている場合は、それぞれの世帯分について納税証明書が必要です。 ※証明書用紙へ確認済の押印が必要ですので、事前に秘書政策課へおいでください。
11	助成金の額はいくらですか？	助成対象工事に要する費用の2分の1に相当する額(千円未満の端数があるときには、その端数を切り捨てた額)とし、36万円を上限とします。 ただし、同居する方に二本松市新婚世帯家賃助成金等を支給されたことのある方がいる場合には、二本松市新婚世帯家賃助成金等の額を差し引いた額となります。
12	支給申請時に必要な添付書類は何ですか？	助成金の支給を受けようとする者は、契約締結前に申請の適否を秘書政策課に確認するとともに、着手前に次の書類を添えて申請してください。 ① 同一世帯員等の住民票(申請日の1ヶ月以内のもの) ② 助成対象工事の工事請負契約書又は請書等の契約を証する書類の写し ③ 助成対象工事の工事内訳明細書の写し ④ 助成対象工事の工事箇所の図面及び工事着手前の写真(全景、工事箇所) ⑤ この助成金の振込口座となる預金通帳等の写し ⑥ その他市長が必要と認める書類
13	助成金の実績報告時に必要な書類は何ですか？	建物の改修工事が完了後、速やかに次に掲げる書類を提出するものとします(原則として、令和8年3月16日までを目安に提出するものとします。) ① 実績報告書 ② 多世代同居する者の戸籍謄本 ③ 同一世帯員等の住民票 ④ 助成対象工事に要した工事代金の領収書の写し ⑤ 助成対象工事を行った同居住宅の施工前及び施工後の工事出来型写真 ⑥ 増改築の場合で建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の規定による確認済証の交付を受けたときは、同法第7条第5項及び第7条の2第5項の規定に基づき交付された検査済証の写し ⑦ 納税証明書(課税がない者にあつては、課税証明書)※本課所定様式 ⑧ その他市長が必要と認める書類

